

# 令和4年度第1回市民会議議事録

## 【議題1】「LGBTQ+問題に対する当会の取組みについて」

### 第1 説明協力員による概略説明（当会人権擁護委員会）

#### 1 はじめに

LGBTQとは性的マイノリティの総称であり、日本におけるLGBTQは3～10%程度といわれており、決して珍しくない。また誰もが性的志向（SO）と性自認（GI）を有することに着目して、SOGIという用語を使うこともある。

#### 2 当会の活動内容

当会は、LGBTQへの差別や偏見をなくす活動をしている。

具体的には、性的少数者への差別発言を許さない旨の会長声明を発出したり、性的マイノリティに関する市民向けの相談会、性的マイノリティの権利に関する研修会を実施するなどの活動をしてきた。

今後は、LGBTQ問題に関する相談窓口を常設化したり、結婚祝い金を同性婚についても認めるなどの当会の会則、会規等の見直しなどの活動を行う予定である。

#### 3 当会の取組みの課題と展望

（1）市民に当会のLGBTQ問題に関する活動内容が周知されていないためか、相談数が少なく、潜在的な市民の需要を拾い切れていない。

（2）事後的救済のみならず事前予防のための方策も必要であるが、弁護士会としてどのような事前予防策を取ることができるか、模索している。

### 第2 市民会議委員との意見交換

#### 1 市民への広報活動

・相談回数を重ねるごとに相談数が増えてくるはずであり、継続することが大切である。【市民会議委員】

➡相談窓口を常設化するなどして相談を継続していきたい【弁護士会】

・インターネットによる広報も大切であるが、行政、学校などの支援機関への周知も大切である。【市民会議委員】

➡教育委員会等を通じた組織だった広報活動はできていないので、参考にしたい【弁護士会】

・ダブルマイノリティ（性的少数者であり、かつ、精神障害、身体障害等のハンディキャップも負っている）の人々もいるので、そういう人々に対する周知も必要である。【市民会議委員】

➡そのとおりであるので、検討したい。【弁護士会】

・LGBTQ+については、それを相談すること自体のハードルが高いので、気軽に相談してもらえそうな広報をしていくことが大切である。【弁護士会】

## 2 LGBTQ への差別や偏見の事前予防のための方策

・LGBTQ は普通のことであるという感覚が市民の間に広まっていくことが必要であるが、それについて弁護士会が発信し続けることが必要である。【市民会議委員】

➡そのとおりであるので、引き続き発信を続けたい。【弁護士会】

・弁護士会からの発信の手段として、マスコミ（新聞記事への掲載など）の協力も検討すべきである。【市民会議委員】

➡ぜひ検討させていただきたい。【弁護士会】

・LGBTQ 問題についての啓もう活動については、小学校も含めた学校での教育が大切であるので、学校との連携を図るべきである。その際、生徒だけではなく、教員や保護者に対する啓もう活動も行うべきである。【市民会議委員】

➡現在も当会では別の委員会が LGBTQ 問題についての教育も行っているが、委員会間での連携も図り、合わせて教員、保護者に対する啓もう活動も充実させたい。【弁護士会】

・LGBTQ 問題について、社会全体で理解することも必要であるが、まずは家庭内で理解を深めることも大切である。【弁護士会】

### 3 その他

・LGBTQ の問題はヘイトスピーチの問題と共通するところがあるので、弁護士会内でヘイトスピーチ問題に対する取組みと LGBTQ に対する取組みを連携して行うべきである。【市民会議委員】

➡そのとおりであるので、当会のヘイトスピーチ問題に対する取組みとも連携を図っていきたい。【弁護士会】

## 【議題2】「国際交流に関する弁護士会の取組みについて」

### 第1 説明協力員による概略説明（当会国際交流委員会）

#### 1 当会の国際交流の取組み

- (1) 国際交流委員会2005年設立の経緯
- (2) 国際交流委員会の活動理念
- (3) 国際交流委員会の活動（交流）状況

①韓国京畿中央地方弁護士会、②中国上海市律師協会、③カリフォルニア弁護士会との友好協定、中国遼寧省律師協会やインドネシア統一弁護士会や台北律師公會との交流など）

#### 2 今後の課題

- (1) 交流の相手方はどのような弁護士会が良いか。ASEAN 諸国、あるいは、アメリカ、その他の地域と交流するか。また、交流の方法はどのような形が良いか。共同セミナー、懇談会、それ以外か。
- (2) 県民へのリーガルサービスの提供方法はどのようなものが良いか。セミナー、シンポジウム、法律相談、弁護士紹介制度などかどうか。
- (3) 委員会活動費の負担はどのような形が良いか。交流のため必要な旅費等はどこが負担するのか。

### 第2 市民会議委員との意見交換

#### 1 交流の相手方，方法

・日弁連や他会との連携は行われているのか【市民会議委員】

➡これまで具体的には行われていなかったが最近東京弁護士会の国際委員会と意見交換をするようになってきている。共同でのセミナー開催準備をしている。【弁護士会】

・国際交流のそもそもの目的を具体的に絞ってはどうか。漠然と交流をすると、交流をやめる時の関係解消が負担となってしまう。多様性の時代なので、具体的な目的を持った交流をする方が、お互いに負担なくいられる。

➡実際に交流はありながら何もできない、という悩みはある。今後、交流の方法として、スポット的な繋がり方を検討する。【弁護士会】

・インターンシップ生の受け入れといった形の交流も実際に行われているが、入国管理やビザの関係で海外からの受け入れ基準や要件が不明。そのあたりは弁護士会としてはどう考えているのか。【市民会議委員】

➡確かに入国管理の運用は不明でわかりづらい。情報開示請求をしたりケースを重ねたことである程度基準はわかっている。今後、弁護士会として入国管理局への働きかけを行っていくことも大事だと考えている。【弁護士会】

## 2 県民へのリーガルサービスの提供

・中小企業による東南アジア等への委託支援はどんな状況か。また、海外の大学と提携時に個人情報の扱いや紛争処理の記載方法などわからないことが出てきた場合、弁護士に依頼する前段階で何か方法がないか知りたい。【市民会議委員】

➡中小企業の支援は主に弁護士業務改革委員会がやっているなので、国際交流委員会が把握している範囲での回答となる。日弁連には弁護士紹介制度が存在する。また、ひまわりホットダイヤルに連絡をすると各エリアの弁護士会に繋がるようになっているが、まだ情報が十分に周知されていないところがある。

また、会員のスキルアップのための勉強会を行ったりしている。以前 ASEAN 諸国の法整備に関して県民向けセミナーを開催したこともある。【弁護士会】

## 3 国際交流に関する委員会活動に要する費用

・国際交流の必要性からも、会員全体に周知して、弁護士会から負担する形で良いのではないか。【市民会議委員】

➡弁護士会として検討していきたい。【弁護士会】

以上